

6 皆様からの質問

多治見市
高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて

Q

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いによる認定期間の延長の場合のケアプランについて、「軽微な変更」として取り扱って良いか。

A

特例による12カ月延長を申請した被保険者が、すべて軽微な変更等に当たるものとは判断できないと考える。

身体介護の算定要件について

Q

自立生活支援のための見守りの援助として、行動を促しても、実際には行ってもらえない場合、声掛け・促しのみで、身体介護を算定してもよいか。

A

実際に行っていない身体介護については算定できない。認知症・意欲低下等により実施できない場合には、計画通り出来なくとも良いが、促しや声かけだけでは実施したことはならない。

住宅改修の施工業者の限定について

Q

住宅改修の施工業者を、登録(指定)事業者に限定してほしい。

A

保険者が施工業者を指定業者に限定することはできません。書類が整っていれば申請を受け付けます。

ケアプランの署名、押印について

Q

ケアプランの署名、押印について、紙の場合は、署名、押印が必要と判断していますが、署名のみでも可と考えますが、いかがでしょう。

A

署名のみでも可である。氏名をプレ印刷している場合は押印を必要とする。

これ以上の対応の必要性の判断は、事業所判断で構いません。

サービス利用表(第6表)について

Q

利用者確認欄が削除されていますが、居宅サービス計画書記載要領には「利用者の確認を受ける」と記述されています。

従来通り利用者確認のための署名を得るということか。

A

確認自体は不要となっていない。ケアプラン、重要事項説明書等も署名・押印は省略できるが、事前に利用者又はその家族等の承諾を得たうえで電磁的方法をとることができるもの。現段階では、従前のとおり署名又は押印をもらって同意を得る方法を推奨する。

退院・退所加算について について

Q

福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や作業療法士等が参加するものとあるが、病院への出入りについて人数が制限されることがあります。

厚労省の資料には参画することを明確化すると記載がありますが、事前に計画に参画されていれば算定可能と判断してよろしいか。

A

必要に応じてカンファレンスへの参加、情報収集の実施が算定条件になる。感染リスクとカンファレンスへの参加の必要性の兼ね合いから情報収集にとどめても支障がないと判断されれば算定条件を満たしているとしてよい。

事前に参画(必要性)について計画する必要はない。

新型コロナウイルス感染症について

Q

コロナ禍における10月以降の考え方と方針について

A

多治見市の65歳以上のワクチン接種率は87.44%（1回目接種7/19現在）。

引き続き感染拡大防止の対策をお願いします。

また、県が実施する各事業所職員の予防的検査の積極的に活用してください。

各事業所への情報提供については、引き続きメール配信していくので随時確認をしてください。

転出・転入時の給付管理について

Q

転出・転入時の給付管理について、改めて注意をお願いします（住所地特例を含む）。

A

【転出】

通常の転出の場合は、転出日までの給付請求可

住所地特例等、保険者（多治見市）のままの場合、転出先において居宅サービス届出書が提出されていなければ給付請求可。

【転入】

多治見市作成の介護保険被保険者証を確認の上、居宅サービス届出書を提出し、給付請求してください。（日付の遡りは可）

他市住所地特例等、他市の介護保険被保険者証の場合は、保険者（他市）に居宅サービス届出書を提出し、給付請求してください。